

奈良県地域職業能力開発促進協議会 設置要綱の改正について

奈良県地域職業能力開発促進協議会設置要綱（案）

1 目的

奈良労働局及び奈良県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、奈良県において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う奈良県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- ① 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- ② 雇用保険法（昭和49年法律116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- (1) 奈良労働局
- (2) 奈良県
- (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - ① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部
 - ② 奈良県専修学校各種学校連合会
 - ③ 奈良県職業能力開発協会
 - ④ 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会
 - ⑤ 奈良佐保短期大学
- (4) 労働者団体
 - ① 日本労働組合総連合会奈良県連合会
- (5) 事業主団体
 - ① 一般社団法人奈良経済産業協会
 - ② 奈良県中小企業団体中央会
 - ③ 奈良県商工会議所連合会
 - ④ 奈良県商工会連合会
- (6) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
 - ① 株式会社ジェイ・アライアンス
- (7) 学識経験者
- (8) その他関係機関が必要と認める者

①社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

3 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

7 事務局

協議会の事務局は、奈良労働局職業安定部訓練課及び奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課に置く。

8 その他

- (1) 議事については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

9 附則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

この要綱は、令和6年3月12日から施行する。

奈良県地域職業能力開発促進協議会設置要綱（案）

1 目的

奈良労働局及び奈良県は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、奈良県において、地域の関係機関が参画し、同法以下の事項について協議を行う奈良県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

① 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、~~の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う奈良県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。~~

② 雇用保険法（昭和49年法律116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- (1) 奈良労働局
- (2) 奈良県
- (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - ① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部
 - ② 奈良県専修学校各種学校連合会
 - ③ 奈良県職業能力開発協会
 - ④ 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会
 - ⑤ 奈良佐保短期大学
- (4) 労働者団体
 - ① 日本労働組合総連合会奈良県連合会
- (5) 事業主団体
 - ① 一般社団法人奈良経済産業協会
 - ② 奈良県中小企業団体中央会
 - ③ 奈良県商工会議所連合会
 - ④ 奈良県商工会連合会
- (6) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
 - ① 株式会社ジェイ・アライアンス

- (7) 学識経験者
- (8) その他関係機関が必要と認める者
 - ① 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

3 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

7 事務局

協議会の事務局は、奈良労働局職業安定部訓練室課及び奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課に置く。

8 その他

- (1) 議事については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

9 附則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

この要綱は、令和6年3月12日から施行する。

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

- 【構成員】 ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村 主催
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体 ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体） ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①公的職業訓練における人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

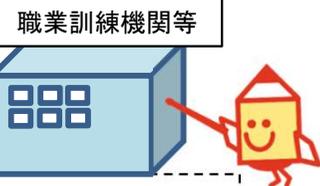
地域の人材ニーズや検証を踏まえた
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

将来的に必要なスキルも含め、地域の詳細な人材ニーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

「地域職業訓練実施計画」と実績とのミスマッチの検証



キャリアコンサルティング、その他の職業能力開発に関する取組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

②公的職業訓練における訓練効果の把握・検証 (協議会の下ワーキンググループで実施)

カリキュラム等の改善

訓練効果の把握・検証

採用企業

ヒアリング

修了者

訓練機関

③地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等

指定講座の状況を踏まえ、訓練ニーズの高い分野等における適切な訓練機会の確保等について協議

⇒ 協議内容の報告を受けた厚生労働省による業界団体等を通じた訓練実施機関への指定申請勧奨等の実施により指定講座を拡大

⇒ 個別コースの質の向上を促進